

水産庁における業務の
総合評価落札方式の評価項目と配点の考え方

令和8年5月
水産庁漁港漁場整備部

目 次

はじめに

1. 水産基盤整備事業における調査設計業務の特徴	1
1.1 水産基盤整備事業の概要	1
1.2 水産基盤整備事業における調査設計業務の特徴	1
2. 調達方式の概要	3
2.1 定義	3
2.2 調達方式の選定の考え方	4
3. 契約手続の実施手続	8
3.1 調達方式別の実施手続	8
3.2 選定業者数	12
4. 入札参加者に要求される資格、参加表明書及び技術提案書の評価基準	13
4.1 入札参加者に要求される資格	13
4.1.1 予決令及び会計令	13
4.1.2 競争参加資格	13
4.1.3 会社更生法	13
4.1.4 指名停止	13
4.1.5 中立・公平性	13
4.2 参加表明書及び技術提案書の評価項目	14
4.2.1 地域要件の設定	15
4.2.2 設計共同体	16
4.2.3 技術部門登録	17
4.2.4 企業の業務実績	17
4.2.5 企業の業務成績	18
4.2.6 迅速性（追加評価項目）	20
4.2.7 自己資本比率（追加評価項目）	20
4.2.8 瑕疵担保力（追加評価項目）	21
4.2.9 法令遵守性（追加評価項目）	21
4.2.10 技術者資格	21
4.2.11 技術者の業務実績	22
4.2.12 技術者の業務成績	22
4.2.13 地域精通度	24
4.2.14 手持ち業務量	24
4.3 業務実施体制(再委託等)	24
4.4 事故及び不誠実な行為による措置	25
4.5 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	26
4.6 賃上げを実施する企業に対する加点措置	27

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方	28
5.1 配点の基本的考え方	28
5.2 選定・指名段階における配点	28
5.3 特定・入札段階における配点	28
6. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における留意点	30
6.1 共通事項	30
6.2 特定テーマ及び評価テーマ	30
6.3 ヒアリング	30
6.4 評価点の算出	30
7. 履行体制確認型総合評価落札方式について	32
7.1 履行体制確認型の導入	32
7.2 履行確実性の審査と評価	32
7.3 追加資料の様式	34
7.4 技術評価点の算出	35
7.5 技術提案書の不履行に対する対応	35
8. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	36
8.1 落札者の決定方法	36
8.2 評価値の算出方法	36
8.3 価格評価点と技術評価点の設定	36
9. 履行確実性について	38
9.1 調査基準価格	38
10. その他の留意事項	40
10.1 評価内容の担保	40
10.2 情報公開	40

1. 水産基盤整備事業における調査設計業務の特徴

1.1 水産基盤整備事業の概要

水産基盤整備事業は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、環境の保全・創造を総合的かつ計画的に推進するものである。また、漁港の維持管理を適正にすることにより、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資するものである。

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 の規定により、令和 4 年度から令和 8 年度までの漁港漁場整備長期計画に基づき、重点的に取り組むべき以下の 3 課題について、水産基本計画との密接な連携のもと、漁港漁場整備が実施されている。

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
- (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
- (3) 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

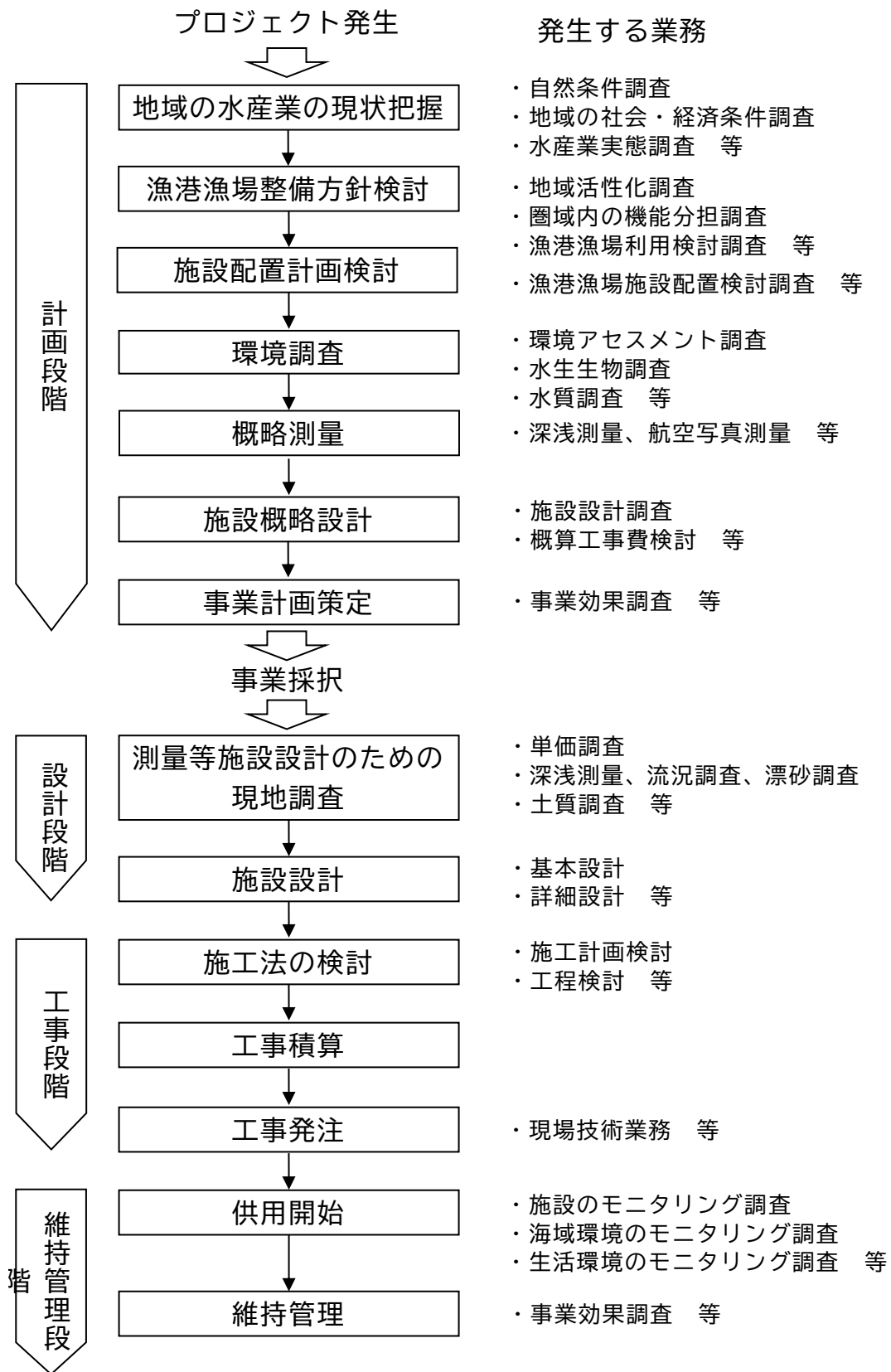
1.2 水産基盤整備事業における調査設計業務の特徴

水産基盤整備事業の実施にあたっては、計画、調査、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、可能な限りモニタリングによる影響の把握につとめることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを行う必要がある。

水産基盤整備事業における調査設計業務は、事業の上流段階に位置するものであり、その結果は、自然環境への影響、施設の性能等の品質に大きく影響を及ぼすものである。

また、調査設計業務は、地域にとっての経済基盤である自然環境に配慮した工事を円滑に進捗させるため、事業実施前、実施中、実施後に行われるものであり、重要な役割を果たす。

水産基盤整備事業で発生する業務例を次に示す。



2. 調達方式の概要

2.1 定義

(1) プロポーザル方式

プロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続であり、会計法上は、第 29 条の 3 第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない」場合の随意契約となる。

基本的には、積算基準及び標準歩掛がない非定型業務に適用する。ただし、過去の実績が多い業務、実施事例に基づき概ね仕様（実施手順・実施手法、予定価格）の確定が可能な業務等については、適用範囲外とすることができる。

(2) 総合評価方式

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約（平成 17 年 3 月 31 日 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第 3 条第 2 項）であり、会計法上は、第 29 条の 6 第 2 項に基づく競争（一般競争入札又は指名競争入札）に付する場合において、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とする落札者決定方式である。

基本的には、積算基準及び標準歩掛があり仕様の確定が可能な業務に適用する。ただし、上記プロポーザル方式で適用範囲外とされた業務についても適用することができる。

(3) 価格競争方式

会計法上は、第 29 条の 6 第 1 項に基づく競争（一般競争入札又は指名競争入札）に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする落札者決定方式である。

標準的な仕様書や基準等に基づく作業で成果が得られる定型的な業務に適用する。なお、定型業務、非定型業務については次を参考に判断するものとする。

定型業務

- ・ 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・ 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・ 設計条件、計画諸元の設定等が容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく左右されない業務

非定型業務

- ・ 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・ 比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・ 文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・ 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・ 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・ 計画から設計まで一貫した業務

2.2 調達方式の選定の考え方

調査・設計の契約に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。

(1) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（特定テーマ）を示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。

(2) 総合評価方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価方式を選定する。なお、総合評価方式には標準型及び簡易型を定める。

<標準型>

標準型においては、業務内容に応じて、業務の仕様の範囲内で具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。

なお、評価テーマの数が1つの場合は、価格と技術の評価に関する配点の比率を1：2、2つ以上の場合は、価格と技術の評価に関する配点の比率を1：3とする。

なお、評価テーマ数が1つの場合であっても、当該評価テーマが、当該業務の成果品や対象とする構造物の築造等の品質確保に大きな影響を及ぼすものについては、配点の比率を1：3とすることも可能とする。

<簡易型>

簡易型においては、評価テーマに関する技術提案を求めず、技術提案として当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。

価格と技術の評価に関する配点の比率を原則1：1とし、業務の難易度に応じて限定的に1：2を用いることも可能とする。

(3) 価格競争方式

上記(1)、(2)の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選定する。

各調達方式を選定する際の基本的な考え方（案）を次に示す。

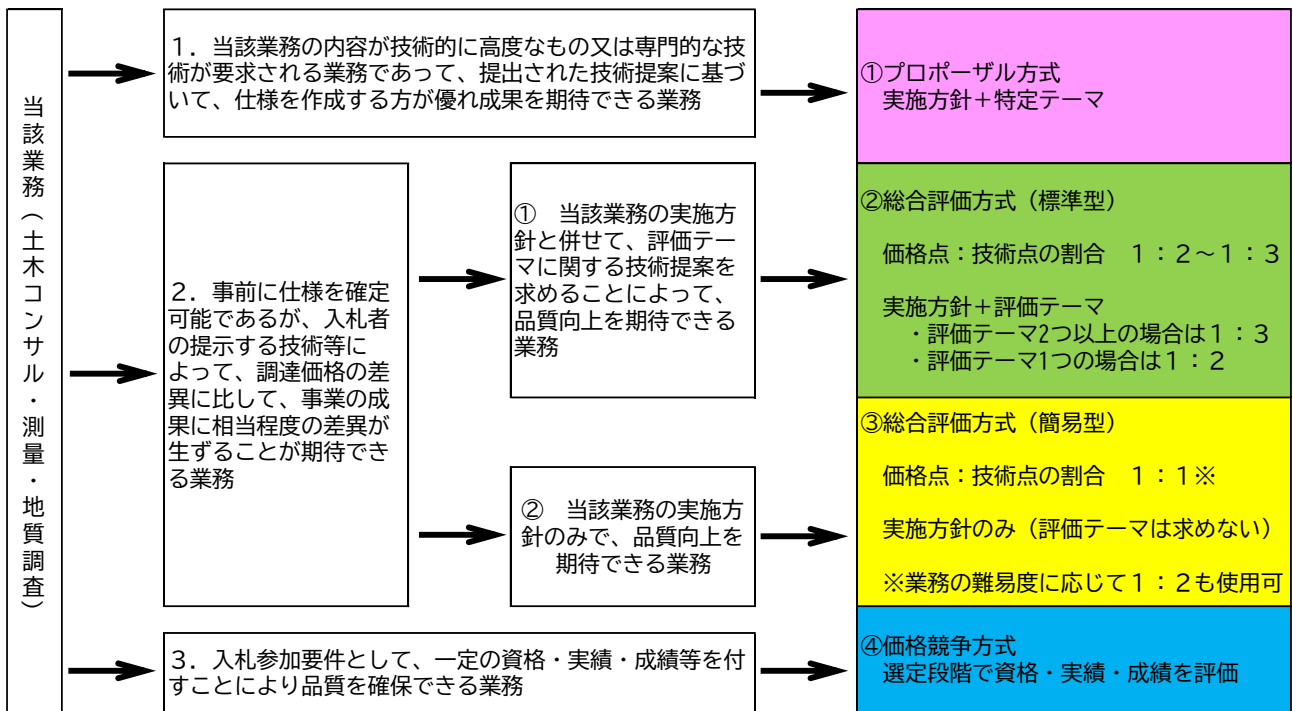


図-2.1 調査・設計業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方(案)

「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載された業務種類を表-2.1に、それに基づく業務分類イメージを図-2.2に示す。また、水産土木に特化した業務分類イメージを図-2.3に示す。

「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載された業務種類

業務種類		調査内容
測量	深浅測量	基準点測量、簡易検潮等、水深測量
	水路測量	基準点測量、簡易検潮等、水深測量、関連調査
	汀線測量	基準点測量、水準測量
環境調査	流況調査	流況観測（観測地点、観測方法）、解析
	水質調査	採水・観測（採水時期、採水地点、採水方法）、水質試験、分析
	底質調査	採泥・観測（採泥地点、採泥方法）、底質試験、分析
	騒音調査	騒音測定（区域、地点）、解析・検討
	振動調査	振動測定（区域、地点）、解析・検討
	悪臭調査	悪臭調査（区域、地点）、解析・検討
環境生物調査	プランクトン調査	採取（調査時期、調査地点、調査方法）、試料の同定・分析、解析・考察
	卵・稚仔調査	採取（調査時期、調査地点、調査方法）、試料の同定・分析、解析・考察
	底生生物調査	採取（調査時期、調査地点、調査方法）、試料の同定・分析、解析・考察
	付着生物調査	採取（調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点、採取方法）、試料の同定・分析、解析・考察
	藻場調査	観察・採取（調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線、調査方法）、試料の同定・分析、解析・考察
	魚介類調査	観察・採取（調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置、統計調査）、試料の同定・分析、解析・考察
気象海象調査	気象調査	風向・風速観測（観測地点、観測方法）、整理
	波浪調査	波高・波向観測（観測項目、観測地点、観測方法）、整理
	潮位調査	潮位観測（簡易検潮等、水深測量）、整理
磁気探査		基準点測量、磁気探査（探査場所、探査期間、探査機器、探査方法）、解析
潜水探査		設標、潜水探査（探査場所、探査期間、探査機器、探査方法）、解析
水理模型実験		実験（実験場所、実験期間、実験機器、波浪特性、解析方法）、整理・解析
土質調査	土質調査	ボーリング、サンプリング、原位置試験、検層、土質試験、解析
	音波探査	音波探査（計画探査深度、探査間隔）、解析
設計等	基本設計	設計計画、設計条件、基礎の検討、設計計算、基本断面算定、図面作成
	細部設計	設計計画、外力の算定、配筋計算、数量計算（概算工事費算出、工事施工計画書作成）、図面作成
	実施設計	設計計画、図面作成、数量計算（工事費算出、工事施工計画書作成）

業種別発注方式（マトリックス表）

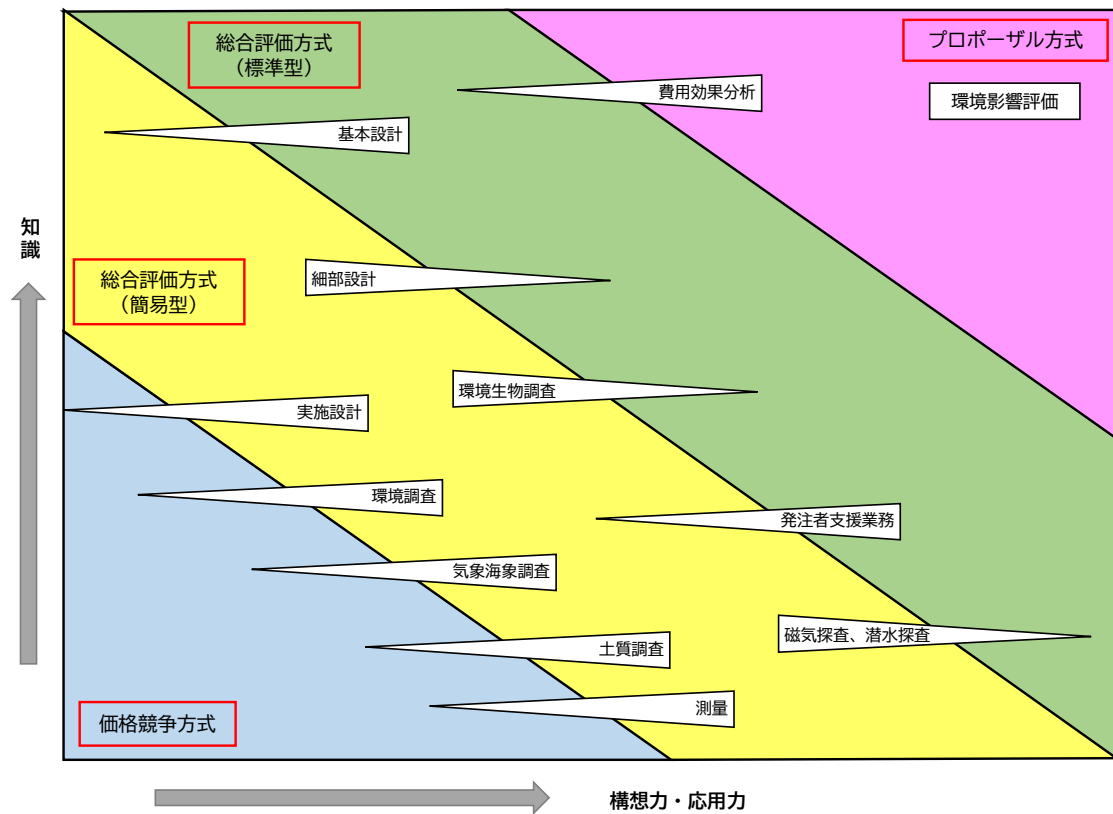


図-2.2 「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載された業務種類に基づく業務分類イメージ

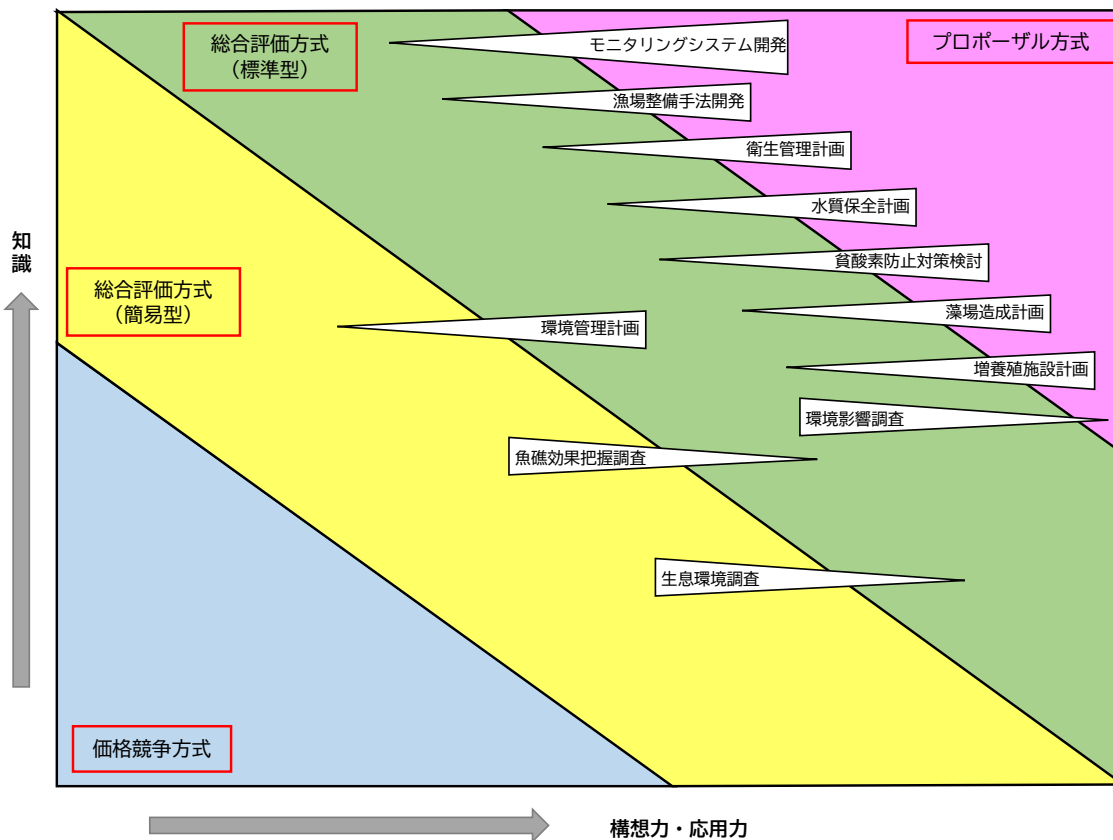


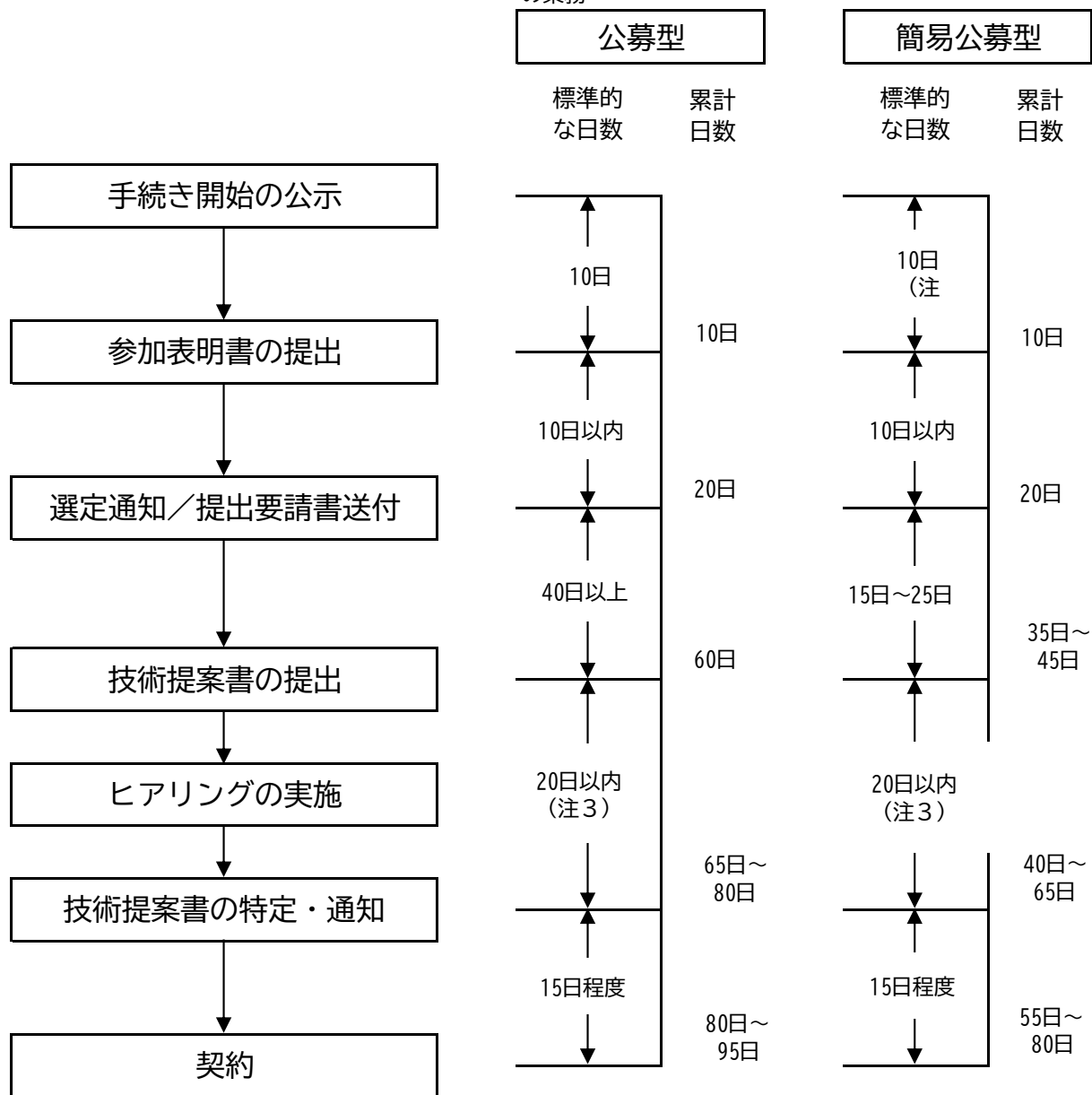
図-2.3 水産土木に特化した業務分類イメージ

3. 契約手続の実施手順

3.1 調達方式別の実施手順

(1) プロポーザル方式

政府調達協定対象であつて基準価格（注1）以上の業務



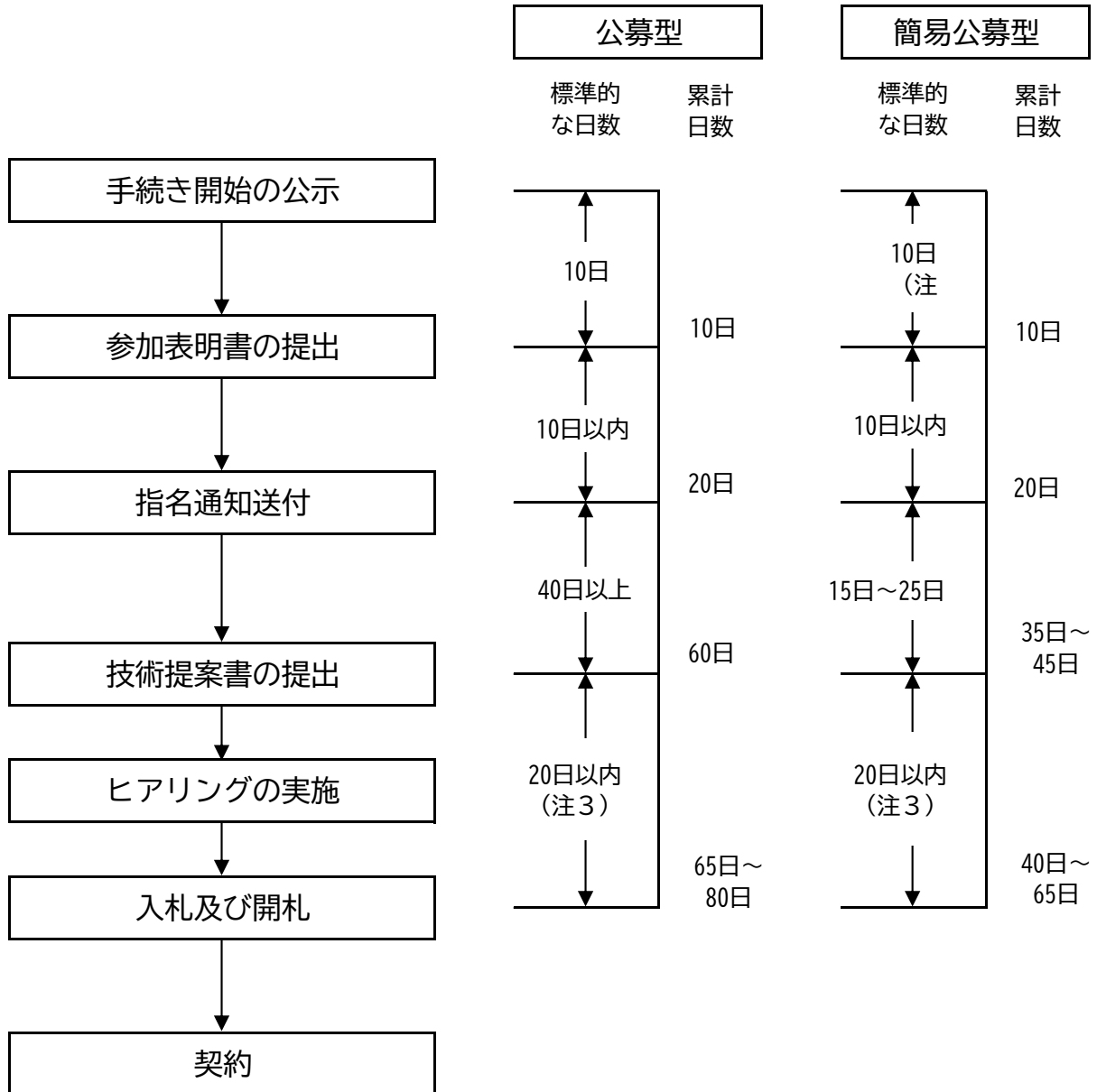
注1) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

注2) 簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

注3) 累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(2) 総合評価落札方式（標準型）

政府調達協定対象であつて基準価格（注1）以上の業務



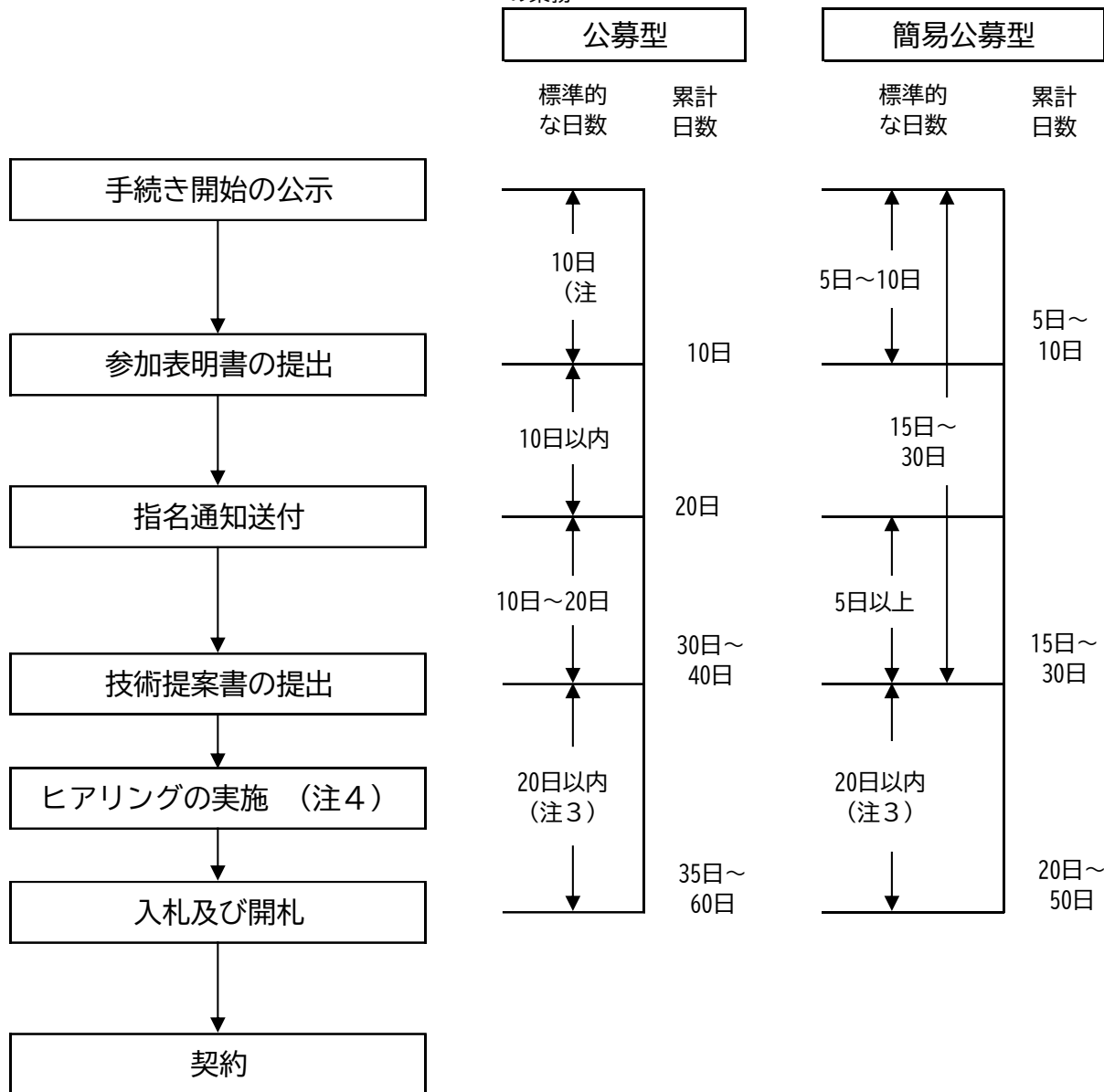
注1) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

注2) 簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

注3) 累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(3) 総合評価落札方式（簡易型）

政府調達協定対象であつて基準価格（注1）以上の業務



注1) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

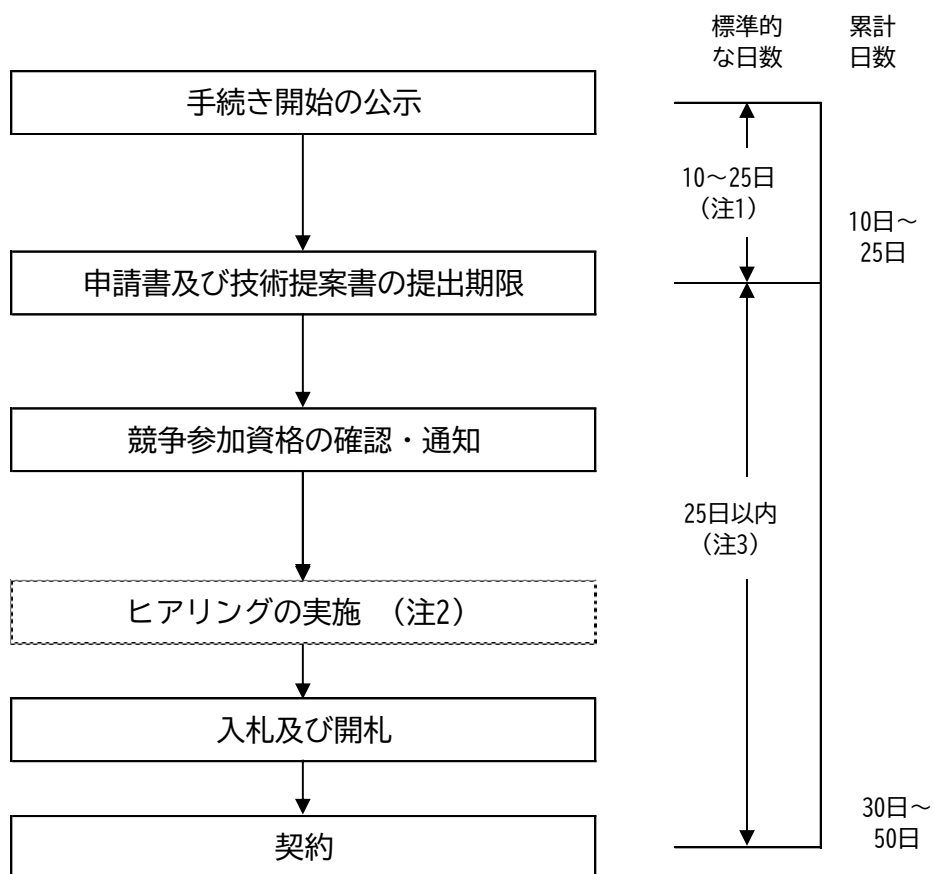
注2) 簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

注3) 累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

注4) 簡易型についてはヒアリングを省略できる。

(4) 一般競争方式

※総合評価落札方式【標準型】【簡易型】のうち、一般競争入札を適用する場合



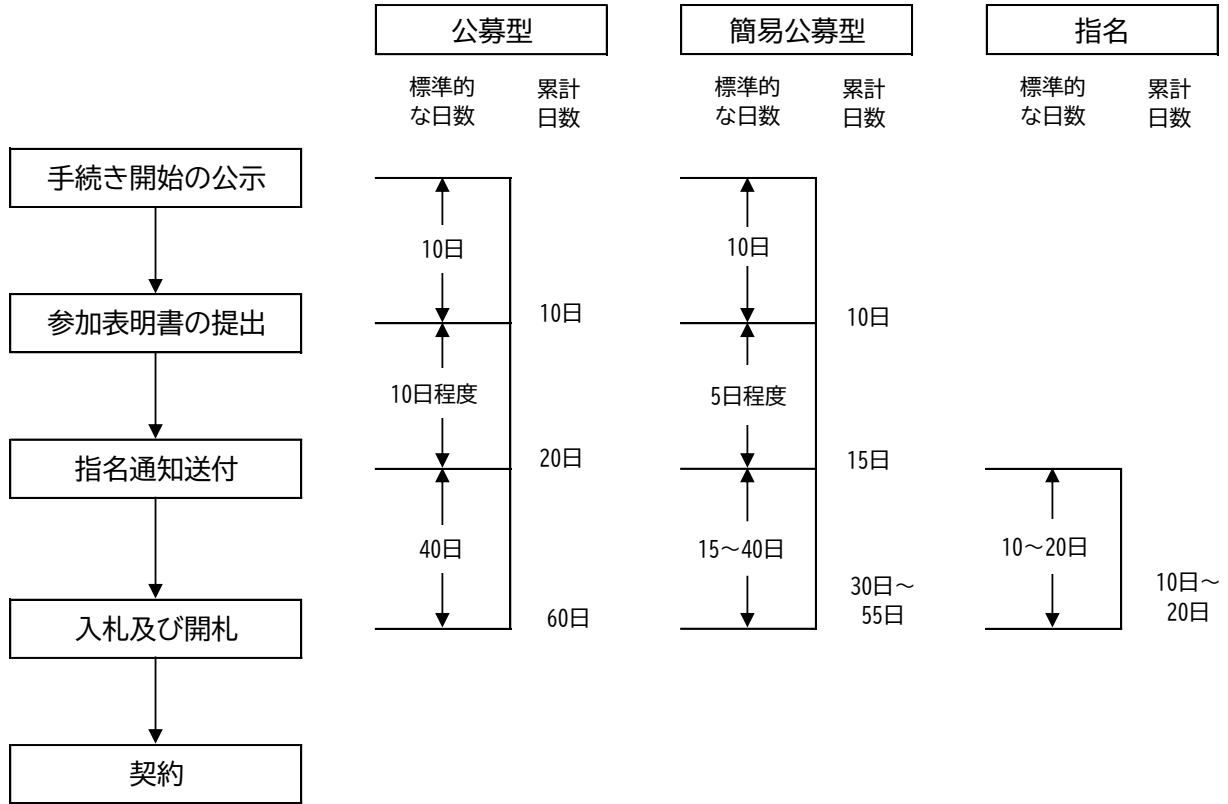
注1) 評価テーマ数や求める技術提案の内容に応じ、25日以上の上延も可とする。

注2) 【標準型】は原則ヒアリングを実施、【簡易型】は必要に応じてヒアリングを実施。

注3) 累計日数の計算において「25日以内」は便宜上「20~25日」として取り扱った。

(5) 価格競争入札方式

政府調達協定対象であつて基準価格（注1）以上の業務



注1) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

3. 2 選定業者数

契約方式	選定対象業者数（原則）
公募(簡易公募)型指名競争入札 (プロポーザル方式)	選定基準を満たす者から5者を選定。 評価順位5位の者が複数の場合は、同評価の者全て選定。
公募(簡易公募)型総合評価落札方式 (総合評価方式)	選定基準を満たす者から10者を指名。 評価順位10位の者が複数の場合は、同評価の者全て指名。
公募(簡易公募)型総合評価落札方式 (価格競争入札)	選定基準を満たす者から10者を指名。 評価順位10位の者が複数の場合は、同評価の者全て指名。

※ 上記選定者数に満たない場合は、要件を満たすものを全てを選定する。

※ 業務内容により表内の選定方法に依りがたい場合は、理由を明確にした上で適宜判断する。

※ 企業及び技術者の評価において、非選定項目があれば非選定とする。

4. 入札参加者に要求される資格、参加表明書及び技術提案書の評価基準

4. 1 入札参加者に要求される資格

4. 1. 1 予決令及び会計令

- ・ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

4. 1. 2 競争参加資格

- ・ 農林水産本省における業種区分（※1）に係る（※2）〇〇年度一般競争（指名競争）参加資格において「（※3）等級」の認定を受けていること。

※ 1～3 には業務の案件ごとに定める入札説明書において定める。

4. 1. 3 会社更生法

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房参事官（経理）が別に定める手続きに基づく一般教唆（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4. 1. 4 指名停止

- ・ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名大使等措置要領」（平成 19 年 9 月 14 日付け 19 水漁第 2012 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

4. 1. 5 中立・公平性

- ・ 社内規則等において、守秘義務の遵守等の規定があること

※ 他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務等について、設定する。

4. 2 参加表明書及び技術提案書の評価項目

- ・参加表明書及び技術提案書の評価項目については、表内の項目から選定するものとする。
- ・技術部門登録は、競争参加資格の業種区分を「建設コンサルタント」で発注する場合は必須とし、「測量」・「地質調査」で発注する場合は設定しない。
- ・地域精通度は、業務内容が測量や現地調査の場合に原則設定する。

要件		プロポーザル方式		総合評価方式		補足・留意事項
		選定要件	特定要件	選定要件	評価要件	
企業	技術部門登録	○	－	○	－	建設コンサルタント等当該部門の登録の有無。
	業務実績	◎	－	◎	－	
	業務成績	◎	－	◎	－	
	迅速性	－	－	－	－	
	自己資本比率	－	－	－	－	
	瑕疵担保力	－	－	－	－	
	法令の遵守状況	－	－	－	－	
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎	◎	
	業務実績	◎	◎	◎	◎	
	地域精通度	○	－	○	－	測量・現地調査を実施する業務の場合に設定する。
	業務成績	◎	◎	◎	◎	
	当該部門従事期間	－	－	－	－	
	手持ち業務量	◎	－	◎	－	
	CPDの取得状況	－	－	－	－	
担当技術者	技術者資格	－	○	－	○	担当技術者は、必要に応じて特定項目に設定する。 (標準的には設定しない)
	業務実績	－	○	－	○	
	地域精通度	－	－	－	－	
	業務成績	－	○	－	○	
	当該部門従事期間	－	－	－	－	
	CPDの取得状況	－	－	－	－	
照査技術者	技術者資格	－	○	－	○	照査技術者は、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に必要なに応じて特定項目に設定する。
	業務実績	－	○	－	○	
	地域精通度	－	－	－	－	
	業務成績	－	○	－	○	
	当該部門従事期間	－	－	－	－	
	CPDの取得状況	－	－	－	－	
実施体制（再委託等）		◎	－	◎	－	
実施方針		－	◎	－	◎	ヒアリング結果を反映させる。
特定(評価)テーマに対する提案		－	○	－	○	プロボ及び総合評価(標準型)のみ設定 ヒアリング結果を反映させる。
事故及び不誠実な行為		◎	◎	◎	◎	
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況		－	◎	－	◎	
賃上げ実施企業		－	◎	－	◎	
参考見積(業務コストの妥当性)		－	◎	－	－	

※「◎」：標準評価項目、「○」：追加評価項目、「－」：原則設定しない

4. 2. 1 地域要件の設定

- ・ プロポーザル方式は、原則として地域要件（企業の所在地）を設定しない。
- ・ A等級（建設コンサルタント等）の業務は、原則として地域要件（企業の所在地）を設定しない。
- ・ 測量、現地調査等を行う業務は、円滑に実施出来ることが品質確保の面から重要であるため、地域要件、地域精通度を設定する。

【地域要件】 : 一定の地域内における「本店」又は「支店又は営業所」の有無

【地域精通度】 : 一定の地域内における技術者の業務実績の有無（業務内容は問わない）

4. 2. 2 設計共同体

(1) 設計共同体の対象業務

- ・ 公募型及び簡易公募型におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式で行う業務に原則設定。
- ・ ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となるなど、設計共同体の参加を認めることが適当でないものは対象外。
- ・ 設計共同体による参加の場合、代表者が同種又は類似業務等を有しなければならない。なお、その構成員は、実施予定の分担業務について、業務実績を有していること。
- ・ 設計共同体の構成員及び技術者に対して、業務実績及び業務成績等を付与するものとする。

(2) 設計共同体の評価について

設計共同体の参加表明者における代表者、構成員の評価の考え方は次のとおりとする。なお、技術者評価については単体企業と同様、管理技術者を評価する。

評価の項目		参加資格確認時		選定時		特定時評価時		評価方法
		代表者	構成員	代表者	構成員	代表者	構成員	
技術部門登録	登録部門の建設コンサルタント登録等	-	-	○	-	-	-	代表者の建設コンサルタント登録等の有無を評価
成果の確実性	○○年度以降（当該年度を除く過去10年ヶ年度）に完了した同種又は類似業務等の実績の内容	○	○	○	-	-	-	・ 代表者の同種又は類似業務等実績を評価（代表者に同種・類似等実績がない場合は非選定） ・ その他構成員については、設計共同体申請時に記載された「分担業務」の実績を参加要件として設定する。（評価項目とはしない）
	○○年度以降（当該年度を除く過去10年ヶ年度）に完了した業務成績	-	-	○	○	-	-	それぞれの構成員の評価の平均
実施体制（再委託等）		○	○	○	○	-	-	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・ 再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・ 設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合。 1) 業務の分担構成が細分化されすぎた場合、又は一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 2) 代表者以外のものが管理技術者を配置している場合。 3) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置出来ない場合。
事故及び不誠実な行為		-	-	○	○	○	○	構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば合計点満点の10%又は5%を減点する。
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況		-	-	-	-	○	○	代表者又は構成員のいずれか1社の取得状況等を評価する。
賃上げ実施企業		-	-	-	-	○	○	全構成員の賃上げ実施の表明が確認できなければ加点しない。実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

4. 2. 3 技術部門登録

- ・建設コンサルタント登録制度に関する部門登録がされているものを評価する。

評価区分	評価	評価点 (配点の%)
建設コンサルタント(水産土木部門)の登録あり 公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は 同等と認められる機関	A	100%
建設コンサルタント(港湾及び空港部門)の登録あり	B	60%
建設コンサルタント(上記部門以外)の登録あり	B'	40%
登録なし	C	0%

※公益法人及び独立行政法人は寄付行為、定款等に当該業務に該当する事業内容等の記述がある者に限る。

4. 2. 4 企業の業務実績

(1) 同種又は類似業務の業務実績

- ・「同種業務」とは、当該業務の主たる業種（当該業務の中で金額的に占める割合が一番多い業種又は、当該業務の中で難易度の高い業種）とする。
- ・「類似業務」においても、原則設定する。（但し、同種業務でのシミュレーションにおいて、応募可能者数が20者を超える場合は、同種業務のみの設定でも可。）
- ・業務実績、技術特性等を考慮し、必要に応じて規模（数量等）を設定することが出来る。

① 対象業務

- ・業務実績の対象年数は、当該年度を除く過去10カ年度を基本とする。
- ・同種（類似）業務の業務実績について、発注機関は制限しない。但し、再委託による業務は、実績として認めない。

② 評価方法

- ・ 評価の対象件数は1件とし、次表のとおり実績に応じて評点を付与する。

種 別	発注機関	評 価	評価点 (配点の%)
同種業務	制限しない	A	100%
類似業務	制限しない	B	60%
実績なし		C	非選定

※ 漁港・漁場における実績が少ないことも想定されることから、当面港湾の実績も認めるものとする。

4. 2. 5 企業の業務成績

- ・ 平成〇〇年度以降(当該年度を除く過去 10 ヶ年度)に完了した水産庁発注業務(特定漁港漁場整備事業関係)の「建設コンサルタント業務」の平均業務成績点に基づき、次表のとおり評価を行う。

評 価	A	A'			B			B'		C	非選定
評 価 点	20.0	17.8	15.6	13.3	11.1	8.9	6.7	4.4	2.2	0.0	
建設コンサルタント	80点以上	65点以上80点未満は、選定時、特定時、入札時の配点表参照							60点以上 65点未満	60点未満	

- ・ 水産庁の業務成績点を有しない企業については、業務成績の基礎点として、同種業務の実績を有する場合は配点の 1/2、類似業務の実績を有する場合は配点の 3/10 を付与する。

<考え方：配点が 20 点満点の場合>

同種業務の配点 = (工事に準拠) = 配点(満点) × 1/2 = 10 点
 類似業務の配点 = (業務実績の同種・業務比率に準拠：4：6 ②の評価方法を参照)
 = 同種業務の配点 × 60%
 = 配点(満点) × 1/2 × 60%
 = 配点(満点) × 3/10
 = 6 点

参加表明書の【選定時】 公募「簡易公募」型（プロポ、総合評価、価格競争）

(満点) 20点の場合〈企業〉		
成績点	評価点	評価
80点以上	20.0	A
78点以上80点未満	17.8	A'
76点以上78点未満	15.6	
74点以上76点未満	13.3	
72点以上74点未満	11.1	B
70点以上72点未満	8.9	
68点以上70点未満	6.7	
66点以上68点未満	4.4	B'
65点以上66点未満	2.2	
60点以上65点未満	0.0	C
60点未満	非選定	

技術提案書の【特定時】公募「簡易公募」型（プロポ）、【入札時】公募「簡易公募」（総合評価）

(満点) 20点の場合 〈総合評価【1:1】〉			(満点) 20点の場合 〈総合評価【1:2】〉			(満点) 20点の場合 〈プロポ、総合評価【1:3】〉		
成績点	評価点	評価	成績点	評価点	評価	成績点	評価点	評価
80点以上	20.0	A	80点以上	20.0	A	80点以上	20.0	A
78点以上80点未満	17.8	A'	78点以上80点未満	17.8	A'	78点以上80点未満	17.8	A'
76点以上78点未満	15.6							
74点以上76点未満	13.3							
72点以上74点未満	11.1	B	72点以上74点未満	11.1	B	72点以上74点未満	11.1	B
70点以上72点未満	8.9							
68点以上70点未満	6.7							
66点以上68点未満	4.4	B'	66点以上68点未満	4.4	B'	66点以上68点未満	4.4	B'
65点以上66点未満	2.2							
60点以上65点未満	0.0	C	60点以上65点未満	0.0	C	60点以上65点未満	0.0	C

★ 4. 2. 6から4. 2. 9の追加評価項目は、公募(簡易公募)型価格競争入札方式のみに適用とする。

4. 2. 6 迅速性(追加評価項目)

- ・ 業務遂行にあたって、迅速性が特に求められる場合に適用する。
- ・ 技術者数の基本は5名とするが、業務内容に応じて適宜設定する。

評 価 区 分	評 価	評価点 (配点の%)
当該地域内に常駐技術者5名以上	A	100%
当該地域内に常駐技術者5名未満	B	60%

※ 当該地域内とは各地方管内とする。 例) 隠岐の島 → 中国地方

4. 2. 7 自己資本比率(追加評価項目)

- ・ 業務規模が大きく、履行保証力を考慮する必要がある場合に適用する。
- ・ 自己資本比率は評価区分を基本とするが、業務内容により適宜設定する。

評 価 区 分	評 価	評価点 (配点の%)
自己資本比率が25%以上	A	100%
自己資本比率が10%以上25%未満	B	60%
自己資本比率が10%未満	C	非選定

4. 2. 8 瑕疵担保力(追加評価項目)

- ・ 設計業務など、瑕疵担保が必要と考えられる場合に適用する。
- ・ 保険金額は 5,000 万円を基本とするが、業務内容により適宜設定する。

評 価 区 分	評 価	評価点 (配点の%)
保険金額が5,000万円以上の賠償責任保険に加入	A	100%
保険金額が5,000万円未満の賠償責任保険に加入	B	60%
賠償責任保険に未加入	C	非選定

4. 2. 9 遵守性(追加評価項目)

- ・ 企業の遵法性を評価すべきであると考えられる場合に適用する。
- ・ 年数については2年程度を基本とするが、業務内容により適宜設定する。

評 価 区 分	評 価	評価点 (配点の%)
過去に公正取引委員会からの排除措置命令実績なし	A	100%
過去2年以内に公正取引委員会からの排除措置命令実績なし	B	60%

4. 2. 10 技術者資格

- ・ 配置予定技術者(管理・担当・照査)の技術者資格等を評価する。
- ・ 業務の内容を鑑みて、対象とする資格の種類、部門は適宜設定出来る。

評 価 区 分	評 価	評価点 (配点の%)
技術士(総合技術監理部門(選択科目を「水産土木」)又は水産部門(選択科目を「水産土木」))、博士(水産関係)	A	100%
技術士(総合技術監理部門(選択科目を「港湾及び空港」)又は建設部門(選択科目を「港湾及び空港」))、水産工学技士(水産土木部門)	B	60%
RCCM(「水産土木部門」又は「港湾及び空港部門」)	B'	40%

4. 2. 11 技術者の業務実績

(1) 同種又は類似業務の業務実績

- ・ 「同種業務」とは、当該業務の主たる業種（当該業務の中で金額的に占める割合が一番多い業種又は、当該業務の中で難易度の高い業種）とする。
- ・ 「類似業務」においても、原則設定する。（但し、同種業務でのシミュレーションにおいて、応募可能者数が20者を超える場合は、同種業務のみの設定でも可。）
- ・ 業務実績、技術特性等を考慮し、必要に応じて規模（数量等）を設定することが出来る。

① 対象業務

- ・ 業務実績の対象年数は、当該年度を除く過去10カ年度を基本とする。
- ・ 同種（類似）業務の業務実績について、発注機関は制限しない。但し、再委託による業務は、実績として認めない。

② 評価方法

- ・ 評価の対象件数は1件とし、次表のとおり実績に応じて評点を付与する。

種 別	発注機関	評 価	評価点 (配点の%)
同種業務	制限しない	A	100%
類似業務	制限しない	B	60%
実績なし		C	非選定

※ 漁港・漁場における実績が少ないことも想定されることから、当面港湾の実績も認めるものとする。

4. 2. 12 技術者の業務成績

- ・ 平成〇〇年度以降(当該年度を除く過去10ヶ年度)に完了した水産庁発注業務(特定漁港漁場整備事業関係)の「建設コンサルタント業務」の平均技術者成績点に基づき、次表のとおり評価を行う。

評 価	A	A'	B	B'	C	非選定
建設コンサルタント	80点以上	65点以上80点未満は、選定時、特定時、入札時の配点表参照			60点以上 65点未満	60点未満

- ・ 水産庁の業務成績点を有しない技術者(担当技術者の場合も含む)については、業務成績の基礎点として、同種業務の実績を有する場合は配点の1/2、類似業務の実績を有する場合は配点の3/10を付与する。

<考え方：配点が20点満点の場合>

同種業務の配点 = (工事に準拠) = 配点(満点) × 1/2 = 10点

類似業務の配点 = (業務実績の同種・業務比率に準拠：4：6 ②の評価方法を参照)

= 同種業務の配点 × 60%

= 配点(満点) × 1/2 × 60%

= 配点(満点) × 3/10

= 6点

参加表明書の【選定時】 公募「簡易公募」型（プロポ、総合評価、価格競争）

(満点) 20点の場合〈技術者〉		
成績点	評価点	評価
80点以上	20.0	A
78点以上80点未満	17.8	A'
76点以上78点未満	15.6	
74点以上76点未満	13.3	
72点以上74点未満	11.1	B
70点以上72点未満	8.9	
68点以上70点未満	6.7	
66点以上68点未満	4.4	B'
65点以上66点未満	2.2	
60点以上65点未満	0.0	C
60点未満	非選定	

【特定時】公募「簡易公募」型（プロポ）、【入札時】公募「簡易公募」（総合評価）

(満点) 40点の場合 〈総合評価【1：1】〉			(満点) 27点の場合 〈総合評価【1：2】〉			(満点) 20点の場合 〈プロポ、総合評価【1：3】〉		
成績点	評価点	評価	成績点	評価点	評価	成績点	評価点	評価
80点以上	40.0	A	80点以上	27.0	A	80点以上	20.0	A
78点以上80点未満	35.6	A'	78点以上80点未満	24.0	A'	78点以上80点未満	17.8	A'
76点以上78点未満	31.2		76点以上78点未満	21.1		76点以上78点未満	15.6	
74点以上76点未満	26.6		74点以上76点未満	18.0		74点以上76点未満	13.3	
72点以上74点未満	22.2	B	72点以上74点未満	15.0	B	72点以上74点未満	11.1	B
70点以上72点未満	17.8		70点以上72点未満	12.0		70点以上72点未満	8.9	
68点以上70点未満	13.4		68点以上70点未満	9.0		68点以上70点未満	6.7	
66点以上68点未満	8.8	B'	66点以上68点未満	5.9	B'	66点以上68点未満	4.4	B'
65点以上66点未満	4.4		65点以上66点未満	3.0		65点以上66点未満	2.2	
60点以上65点未満 又は実績なし	0.0	C	60点以上65点未満 又は実績なし	0.0	C	60点以上65点未満 又は実績なし	0.0	C
60点未満	非選定		60点未満	非選定		60点未満	非選定	

4. 2. 13 地域精通度

- ・業務対象地域特性に対する精通度が、業務成果の品質に大きな影響を及ぼす場合に適用する。
- ・「測量・調査」による発注の場合は、現地調査が伴うため設定する。(コンサルタント等業務においては原則として設定しない)

① 対象業務

- ・平成〇〇年度以降(当該年度を除く過去10ヶ年度)に完了した当該地域における業務とする。なお、当該業務は国又は地方公共団体が発注した業務に限る。また、管理技術者又は担当技術者として従事した業務に限る。

② 評価方法

- ・評価の対象件数は1件とし、次表のとおり当該地域での業務実績で評価する。

評価区分	評価	評価点 (配点の%)
当該地域における業務実績あり	A	100%
実績なし	C	0%

※ 当該地域は業務内容に応じて適宜設定するものとする。

4. 2. 14 手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者の全ての手持ち業務について、下表に該当する場合は選定しない。

評価区分	評価
配置予定管理技術者の手持ち業務件数が10件以上	非選定
配置予定管理技術者の手持ち業務の総額が4億円以上	非選定

4. 3 業務実施体制(再委託等)

当局が指定する業務の主たる部分について、再委託する場合は選定しない。

4. 4 事故及び不誠実な行為による措置

- ・当該業務の「申請書及び資料」の提出期限が、下表に示す減点対象期間に該当する場合に技術評価点の減点を行う。

措置内容	減点対象期間	減点
農林水産省による「指名停止」	指名停止期間終了の翌日から1ヶ月間	技術評価点満点の10%を減点
農林水産省による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	技術評価点満点の5%を減点
当該県、当該市町村による「指名停止」	指名停止の期間	技術評価点満点の10%を減点
当該県、当該市町村による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	技術評価点満点の5%を減点

※ 設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば減点措置を行う。

※ 各県の措置については、各県が自ら発注した業務に関わる措置のみ対象とし、各県発注業務に関係しない「指名停止」等の措置については対象外とする。

	指名停止期間	減点対象期間(1ヶ月)	
「申請書及び資料」の提出期限日が、減点対象期間を過ぎている場合。 競争参加資格 : 有り 減点措置 : 無し			
「申請書及び資料」の提出期限日が、減点対象期間に係っている場合。 競争参加資格 : 有り 減点措置 : 有り			
「申請書及び資料」の提出期限日から開札までの期間に指名停止期間が重複する場合。			

4. 5 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）を評価する。

評 価 基 準	評 価
<p>次に掲げるいずれかの認定等を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）^(※1) ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）^(※2) ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）^(※3) 	<p>A評価 (3.0点)</p>
<p>いずれの認定等も受けていない</p>	<p>- 評価 (0.0点)</p>

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代法育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の取得状況等を評価する。

4. 6 賃上げを実施する企業等に対する加点措置

- ・賃上げを実施する企業に対して、以下のとおり技術評価点への加点を行う（技術評価点配点合計の3%以上の整数となる配点を、技術評価の得点に加点）。また、本取組における減点措置対象者においては、以下のとおり技術評価点より減点を行う。

評 価 区 分	評 価
契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【大企業】	技術評価点に8点を加点
契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【中小企業等】	
本取組における減点措置対象者	技術評価点より9点を減点

※ 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

※ 本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行う。その際、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は確認書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術評価点満点から、本取組による加点より大きな割合の減点（1点大きな減点）を行う。

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方
 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方は以下のとおりとする。

5. 1 配点の基本的考え方

- ・参加表明者(企業)や配置予定技術者の「成績」よりも「資格・実績等」の配点割合を高くする。なお、同一項目内でのウェイトの移動は可能とする。ただし、「成績」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- ・参加表明者(企業)と予定技術者の配点割合は同じとする。
- ・実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視(技術提案に対する配点合計の50%以上)する。
- ・総合評価落札方式において賃上げを実施する企業等へ加点を行う場合は、特定・入札段階において行う(技術評価点配点合計の3%以上の整数を加点)。

5. 2 選定・指名段階における配点

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者(企業)の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェイトは、下表のとおりとする。

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績	資格・実績等	成績
評価のウェイト	40%	10%	40%	10%

5. 3 特定・入札段階における配点

(1) プロポーザル方式

- ・配置予定技術者の「資格・実績等」「成績」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、下表のとおりとする。

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	15%	10%	25%	50%

(2) 総合評価落札方式

- 配置予定技術者の「資格・実績等」「成績」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」「WLB^(※)等推進認定への加点」「賃上げを実施する企業等への加点」に対する評価のウェイトは、下表のとおりとする。

※ WLB（ワーク・ライフ・バランス）

評価項目		予定技術者		技術提案等		WLB等推進認定への加点	賃上げを実施する企業等への加点
		資格・実績等	成績	実施方針	評価テーマに対する技術提案		
評価のウェイト	1：3の場合	14.2%	9.5%	14.2%	56.9%	1.4%	3.8%
	1：2の場合	19.0%	12.6%	21.1%	42.1%		
	1：1の場合	28.4%	19.0%	47.4%	—		

下図にこれらを踏まえた配点のイメージを示す。

【プロポーザル方式】，【総合評価落札方式】の選定段階

参加表明書（企業）の資格・実績等 [40%]	参加表明者（企業）の成績 [10%]	配置予定技術者の資格・実績等 [40%]	配置予定技術者の成績 [10%]
---------------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------

【プロポーザル方式】の特定段階

配置予定技術者の資格・実績等 [15.0%]	配置予定技術者の成績・表彰 [10.0%]	実施方針 [25.0%]	評価テーマ [50.0%]
---------------------------	--------------------------	-----------------	------------------

【総合評価方式（1：3の場合）】の特定段階

価格点 1		技術点 3				
価格点	配置予定技術者の資格・実績等 [14.2%]	配置予定技術者の成績・表彰 [9.5%]	実施方針 [14.2%]	評価テーマ（2テーマ） [56.9%]	WLB [1.4%]	賃上げ [3.8%]

【総合評価方式（1：2の場合）】の特定段階

価格点 1		技術点 2				
価格点	配置予定技術者の資格・実績等 [19.0%]	配置予定技術者の成績・表彰 [12.6%]	実施方針 [21.1%]	評価テーマ（1テーマ） [42.1%]	WLB [1.4%]	賃上げ [3.8%]

【総合評価方式（1：1の場合）】の特定段階

価格点 1		技術点 1				
価格点	配置予定技術者の資格・実績等 [28.4%]	配置予定技術者の成績・表彰 [19.0%]	実施方針 [47.4%]	WLB [1.4%]	賃上げ [3.8%]	

※ 表示のパーセンテージは、技術点の中でのウェイト。

* WLB [1.4%]

6. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術提案書の審査・評価における留意点

6. 1 共通事項

- ・評価は配点表の点数を満点として配点し、以下のとおりそれぞれ配点する。

A：満点の100% A'：80% B：60% B'：40% C：0%

非特定：特定しない

※非特定があるものは特定しない。この場合説明書等に非特定とする場合の基準を明記すること。

- ・プロポーザル方式については、技術者評価、実施方針及び特定テーマにおける合計点が最高となった者を特定することを原則とする。

6. 2 特定テーマ及び評価テーマ

- ・特定テーマ及び評価テーマ数は下表のとおり。

契約方式	比率	設定テーマ数
プロポーザル方式	—	2テーマ
総合評価落札方式	標準型 1：3	2テーマ
	標準型 1：2	1テーマ
	簡易型	なし

6. 3 ヒアリング

- ・ヒアリング対象者は配置予定管理技術者とする。
- ・ヒアリングは提出された技術提案書の記載内容(経歴、業務実績、実施方針、評価テーマに関する技術提案内容)を確認するものであり、ヒアリング時に配置予定技術者が発言した新たな提案は評価対象外とする。
- ・ヒアリングを行った結果、配置予定管理技術者が記載内容を把握していない、又は質問に対して明確な回答がない等の場合は評価に適切に反映すること。
- ・簡易型(1：1)についてはヒアリングを省略する。
- ・標準型(1：2)については、業務内容(定型的な要素が多い業務、マニュアルに沿った業務、現場条件が特殊でない業務等)に応じてヒアリングを省略することが出来る。

6. 4 評価点の算出

- ・評価は、「A：特に優れている」「A'：優れている」「B：普通」「B'：やや劣る」「C：評価に値しない」の5段階で評価する。
- ・評価に当たっては3名の評価者により個別に評価を行い、その評価結果を同じ3名で協議のうえ最終評価を決定する。

7. 履行体制確認型総合評価落札方式について

7. 1 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、品質確保対策として実施するもので、入札説明書等に記載された業務内容に加え、入札者が行った技術提案について確実に履行が出来るかどうかを確認・審査するものである。

対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨を手続き開始の公示及び入札説明書において明記する。

予定価格が1,000万円を超える総合評価落札方式による業務に適用する。

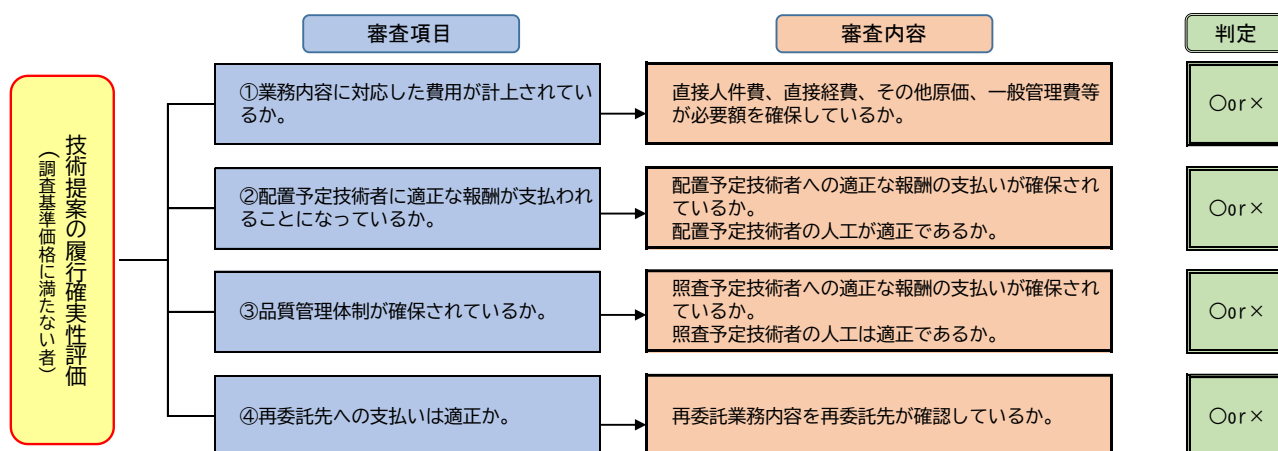
7. 2 履行確実性の審査と評価

(1) 技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、原則として予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格に満たない価格で入札した者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

- ・ 予定価格超過の者については、追加資料提出及びヒアリングを実施しない。
- ・ 調査基準価格以上の者については、原則追加資料提出及びヒアリングを実施しない。
- ・ 調査基準価格未満の者については、追加資料提出及びヒアリングを実施する。

(2) 審査項目

- ① 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- ② 配置予定技術者(照査予定技術者を除く)に適正な報酬が支払われることになっているか。
- ③ 品質管理体制が確保されているか。
- ④ 再委託先への支払いは適正か。



(3) 評価の考え方

【調査基準価格以上】

調査基準価格以上の価格で申し込みを行った場合は、契約の内容に適合して履行されると考えられることから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされない具体的な事情がない限り、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性度を「1.0」として評価する。

【調査基準価格未満】

調査基準価格未満の価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合して履行されないおそれがあることから、提出された資料等を精査した上で履行確実性度を算定し、これを技術提案評価点に乗じて評価する。評価は審査項目の①～④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて下表の「○」とした項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与する。

「○」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0.0

7. 3 追加資料の様式

追加資料は下表のとおりとし、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じないなどの場合は当該者の入札を無効とすることが出来る。

様式番号	名 称	低入札価格調査に用いる様式	「履行確実性」の評価に用いる様式
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2-1	一般管理費等内訳書	—	◎
様式 3	当該契約の履行体制	○	○
様式 4	手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4-1	手持ち業務の人工	—	◎
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5-1	直接人件費内訳書	—	◎
様式 6	手持ち機械等の状況（測量・地質調査業務に限る）	○	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
—	再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）	—	◎
—	過去3ヶ月分の給与支払額が確認出来る給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認出来る書面の写し	—	◎
—	その他ヒアリング時において入札者が明確な説明・証明を行うために必要と判断する資料（任意）	—	◎

「○」低入札価格調査で用いる様式、「◎」履行確実性の評価に用いる様式で追加様式

7. 4 技術評価点の算出

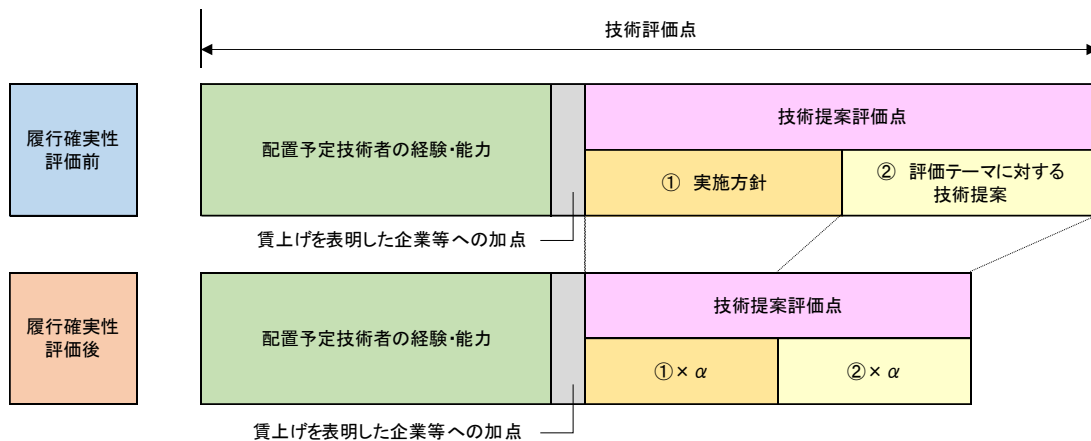
履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\begin{aligned} \text{「技術評価点」} &= (\text{配置予定技術者の経験・能力}^{(\ast 1)}) \\ &+ (\text{賃上げ実施企業等への加点}) \\ &+ (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点}^{(\ast 2)}) \\ &\times \alpha (\text{履行確実性度}) \end{aligned}$$

(※1) 「配置予定技術者の経験・能力」→ 配置予定技術者の資格・業務実績・成績等

(※2) 「技術提案評価点」→ 実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

算出イメージ図



7. 5 技術提案書の不履行に対する対応

- (1) 受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求又は修補に代え若しくは修補とともに、損害賠償の請求を行うことが出来る。また、業務成績表の減点対象とする。
 - (2) さらに、調査基準価格に満たない者が受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映する。
 - ① 業務に対応した費用、配置予定技術者への報酬及び品質管理体制において審査時に比較して正当な理由がなく、必要額を下回っていないか。
 - ② 再委託先への支払において、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。
 - ③ その他、「打ち合わせ」への正当な理由がなく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じていないか。
 - ④ 業務成果品のミス、不備等
- ・ 「業務執行上の過失（業務実施体制に問題があった）」は3点減点

- ・「業務管理能力」や「成果品の品質」等において、評定基準に基づき厳格に反映するなど厳しく評価する。

8. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

8. 1 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

8. 2 評価値の算出方法

評価値 = ①価格評価点 + ②技術評価点

① 価格評価点 = 価格評価点の配分点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

② 技術評価点 = 技術評価点の得点合計 / 技術評価の配点合計

8. 3 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は 60 点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ 20 点、30 点、60 点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

総合評価 タイプ	ウェイト	評価点の配分	
	価格評価点：技術評価点	価格評価点	技術評価点
標準型	1 : 3	20	60
	1 : 2	30	60
簡易型	1 : 1	60	60

(1) 評価値の算出例

【価格評価点と技術評価点の配分=1:2の場合】

(価格評価点の配分点 30点：技術評価点の配分点 60点)

例) 予定価格：1,150万円、入札価格：800万円、技術評価の得点150.6点

$$\begin{aligned}\text{◎ 価格評価点} &= \text{価格評価点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\ &= 30 \text{点} \times (1 - 800 \text{万円} / 1,150 \text{万円}) \\ &= 9.1304 \text{点} \quad (\text{小数3位止め 4位四捨五入})\end{aligned}$$

○ 技術評価の得点 (満点=211点)

I. 予定技術者の経験及び能力	75.6点	①
II. 実施方針等	24.0点	②
III. 評価テーマに対する技術提案	51.0点	③
IV. 技術提案の履行確実性 ^(※1) (履行確実性度 0.25)		④
V. WLB ^(※2) 等推進に係る認定取得への加点	3.0点	⑤
VI. 賃上げの実施を表明した企業等への加点	8.0点	⑥

※1 履行体制確認型以外の業務は、IVに関する計算は行わない。

※2 WLB (ワーク・ライフ・バランス)

$$\text{◎ 技術評価点} = \text{技術評価点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の満点})$$

$$\begin{aligned}\text{技術評価の得点合計} &= (\text{Iに係る評価点}) + (\text{Vに係る評価点}) + (\text{VIに係る} \\ &\quad \text{評価点}) + ((\text{技術提案評価点}) \times (\text{IVの評価に基づく} \\ &\quad \text{履行確実性度}))\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{技術提案評価点} &= (\text{IIに係る評価点}) + (\text{IIIに係る評価点}) \\ &= \text{② 24点} + \text{③ 51点} \\ &= 75点 \quad \text{⑦}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{技術評価の得点合計} &= \text{① 75.6点} + \text{⑤ 3点} + \text{⑥ 8点} + (\text{⑦ 75点} \times \text{④ 0.25}) \\ &= 109.35点 \quad \text{⑧}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= 60 \text{点} \times (\text{⑧ 109.35点} / 211 \text{点}) \\ &= 31.095 \text{点} \quad (\text{少数4位四捨五入, 少数3位止め})\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{◎ 評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 09.130 \text{点} + 31.095 \text{点} \\ &= 40.225 \text{点}\end{aligned}$$

9. 履行確実性について

9. 1 調査基準価格

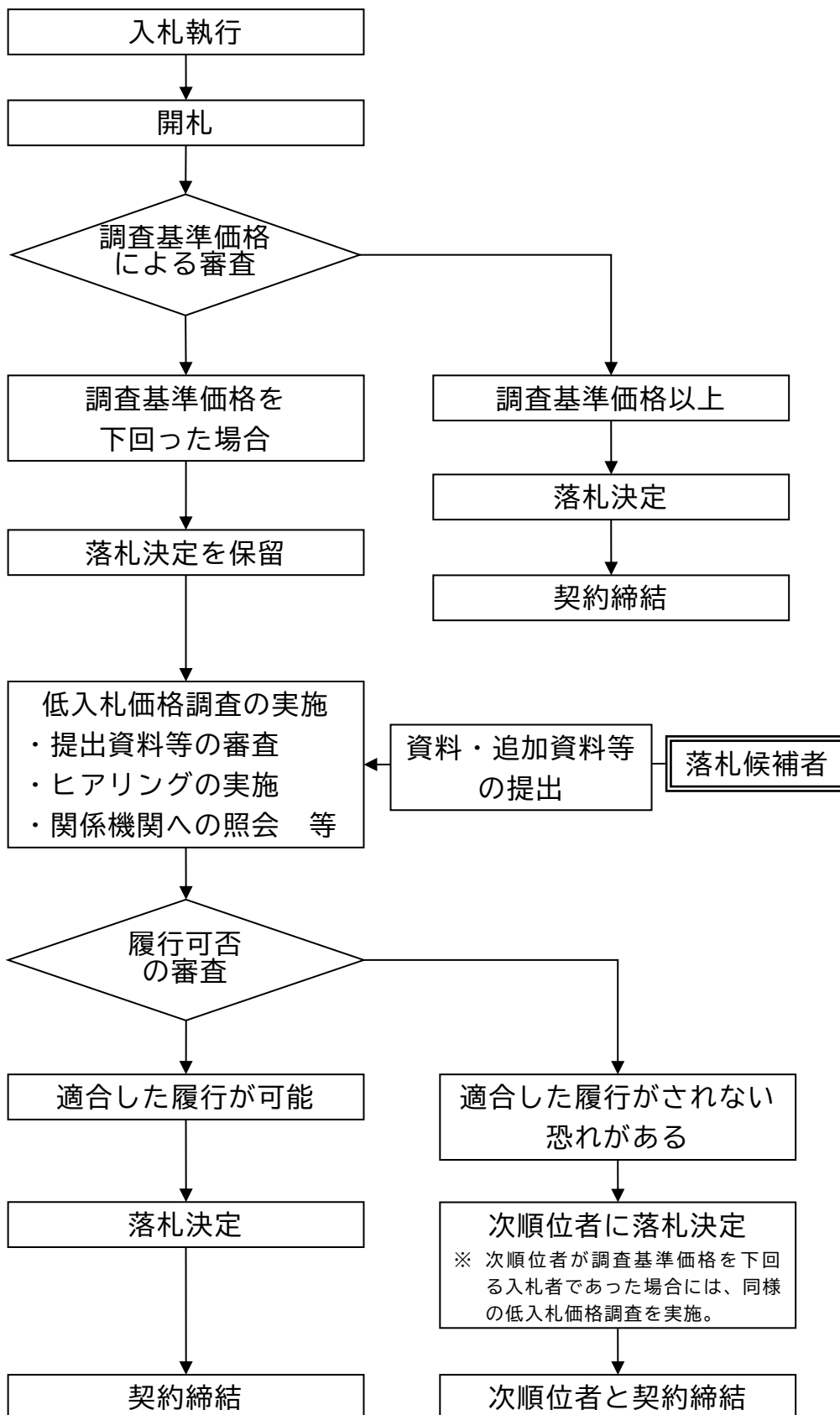
調査基準価格は次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎価格となった①から④までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合（少数点以下第7位を四捨五入）に、予定価格を乗じて得た額とする。

ただし、測量及び地質調査を除く契約にあっては、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、測量の業務に係る契約にあってはその額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

測量業務の①及び②の額に諸経費が含まれる場合、当該諸経費の額は③の額に含まない。また、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務の①、②、③の額に諸経費が含まれる場合、当該諸経費の額は④の額に含まない。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

※低入札発生時の対応フロー



10. その他の留意事項

10.1 評価内容の担保

総合評価方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として落札決定を受けた者が行った実施方針、評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

(1) 契約書における明記

総合評価方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

(2) 評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

10.2 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・入札の評価に関する基準、落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案提出者や入札者の提出内容に対する技術評価点について記録し、総合評価方式においては契約後、速やかに公表する。

(1) 手続開始時

総合評価方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 総合評価方式の適用の旨
- 2) 指名されるために必要な要件
 - ・ 入札参加者に要求される資格
 - ・ 参加表明書の提出者の資格要件
 - ・ 配置予定技術者に関する資格要件
 - ・ 入札参加者を選定するための評価基準
- 3) 総合評価に関する事項
 - ・ 落札者の決定方法
 - ・ 総合評価の方法

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式1とする。

- 1) 落札した業者名
- 2) 各業者の入札価格
- 3) 各業者の価格評価点
- 4) 各業者の技術評価点

※ 「予定技術者の経験及び能力」、「業務の実施方針・業務フロー」「評価テーマに対する技術提案」の3項目（簡易型の場合は「評価テーマに対する技術提案」を除く2項目）それぞれの小計及び合計点を公表（様式2）

- 5) 各業者の評価値

(3) 苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

